

「木造計画・設計基準」を公表 国交省・官庁営繕部

耐久性や構造計算の技術定める

国土交通省は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材利用の方針や目標を定めた「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」と、木造官庁施設の設計の効率化を目指した「木造計画・設計基準」を策定した。木造計画・設計基準では、これまで官庁営繕部の既存の基準にはなかった木造の建築設計において、耐久性、防・耐火、構造計算等の観点における技術や、基準を満たすための標準的な手法を定めている。

公共建築物における木材の利用の促進のための計画では、国土交通省の予算で整備する公共建築物ではできる限り、エンタランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、多くの個所は、原則どし

て内装の木質化を図ることとした。内装を木質化するに当たっては、利用者に木の温もりによる癒しを与えるよう配慮する。

計画の対象となるのは、構造の木造化、内装の木質化、木材を原木とした機や書棚などの備品・消耗品、木質バイオマスの利用。

手法や工法が適用できることを特に充実させた。

製材については、基本的にJAS適合または国土交通大臣の指定を受けたものを使用することを規定。これ以外に利用できる製材では、木造計画・設計基準

をベースにしており、事務所荷重に対応するためには4号建物も含め、原則、許容応力度計算を必須とした。施設は50~60年の使用を想定しているが、これより長期に使用する場合における耐震性能等の確認方法も資料に記載している。

壁量規定は住宅荷重をベースにしており、場合の耐久性の高い措置も規定した。26日には説明会

国土交通省は26日に本省内で、国の発注部局向け説明会を開催し、その後、地方整備局で地方自治体向けの説明なども行う予定だ。